

## 青木村中小企業者等受注拡大事業補助金 概要

### ■概要

村内の中小企業者等の受注や販路拡大活動の支援と地域産業の発展を図ることを目的として、中小企業者等が自社で開発した製品又は技術を日本国内及び国外で行われる展示会又は見本市（以下「展示会等」）に出展するための経費に対し、予算の範囲内で次のとおり補助金を交付します。

### ■補助対象者

- 1.青木村商工会及び青木村商工会加盟事業者並びに村内に事業所を有する中小企業者とする。
  - ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - ・中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- 2.本社が当村外にあっても、当村内にある事業所や工場が出展した場合は対象とします。
- 3.物品の製造等を行っていない事業所等は、対象外とします。

### ■補助対象経費及び補助率等

#### 1.補助対象経費

展示会等において自社で開発した製品や技術を出展するために要する経費のうち、次に掲げるものとします。

##### ア) 会場使用料又は小間料

##### イ) 搬出入経費〈運送車借上料、運送料等〉

##### ウ) 説明員派遣旅費（1名分）〈電車賃、高速道路等有料道路料金、宿泊費等〉

##### エ) 通訳費〈国外の展示会等の会場における外部委託の通訳業務（1名分）〉

##### オ) 会場内又は小間内装飾経費〈小間装飾費等〉

##### カ) パンフレット、ポスター等の作成費用〈印刷代〉

（注）合同で出展された場合は、負担された対象経費分を対象とします。

（注）国、県その他の助成制度を受けている事業や、青木村主催の展示会等（青木村産業祭など）に出展するための事業については対象外とします。

#### 2.補助率

対象経費の2分の1以内。ただし、国内10万円、国外20万円を限度額とします。

#### 3.補助の交付回数

同一年度内（1年度は4月1日から翌年3月31日までの期間とします。）において、同一中小企業者等に対して3回までとします。

### ■交付申請

補助金の交付を受ける場合は、展示会等の出展前に補助金交付申請書及び添付書類を村商工観光移住課商工観光移住係へ提出してください。審査の結果、補助金等交付決定通知書を送付します。

○添付書類 ・事業計画書 ・展示会等の収支予算書 ・納税状況調査同意書 ・展示会等の概要書（パンフレット等） ・企業等の事業内容及び出展する製品、技術の内容が確認できる書類（パンフレット、カタログ等）

### ■実績報告

展示会等への出展後に補助事業等実績報告書に次の書類を添えて提出してください。審査の結果、補助金確定とします。

○添付書類 ・事業実績書 ・展示会等の収支決算書 ・展示会等への出展に係る証拠書類（パンフレット、写真等） ・展示会等への出展経費の支払いに係る証拠書類（※注）①領収書又は振込明細書の写し②金額の内訳や積算根拠が確認できる見積書又は契約書の写し）（※注）①と②の双方をご提出ください。